

平成 29 年度 第 1 回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 平成 29 年 9 月 12 日 (火) 午後 2 : 00 ~ 3 : 30
会 場 青葉区役所 7 階 特別会議室
出席委員 杼窪 昌之委員、並木 直子委員、馬場 たまき委員、
舟引 敏明委員、宮原 博通委員
仙 台 市 都市整備局長、計画部長、各区街並み形成課長
事 務 局 都市整備局計画部都市景観課

1. 開会

- 宮原部会長 ・ 議事録の署名人ですが、私と、名簿順で杼窪委員にお願いします。
- ・ 本日の議事は 2 点あります。1 点目は「屋外広告物施策のこれまでの取り組みについて」です。専門委員の方も入っての初めての部会ですので、今回の審議にあたり、改めて振り返っておこうということです。
 - ・ 2 点目は「屋外広告物部会の進め方等について」です。部会の役割や今後の審議事項などについて説明をしていただきます。
 - ・ 何点かは既に動き始めているものもあるとのことであり、委員の皆様からご意見をいただければということです。

2. 議事 (1) 屋外広告物施策のこれまでの取り組みについて 事務局 (説明)

- 宮原部会長 ・ 景観シンポジウムのような市民向けのイベントは大変重要だと思うのですが、シンポジウムの内容を市民の方と共有するためにホームページに掲載するというだけでなく、市民と行政の双方向で意見を吸い上げるような試みなどは何かありますか。
- 都市景観課長 ・ 双方向になるか分からないのですが、シンポジウムを行ったときに必ずアンケート調査をしています。シンポジウムに参加してどういった考えを持ったのか、また、日頃お考えになっていることについて色々書いていただくということは実施しています。
- 宮原部会長 ・ せっかくのシンポジウムですから広く水平展開し、市民の方々と共有できる形にしたらいいかないかなと思いました。
- 都市景観課長 ・ 市のホームページには、シンポジウムの写真や記録を掲載していますの

で、どんなことが行われたかということが把握できるとは思いますが、何かの機会にPRをすることも考えていきたいと思っています。

桴窪委員 ・確認ですが、この屋外広告物部会は安全点検、安全施工についてはきちんとしているという前提で、景観のほうを審議すると思ってよろしいのでしょうか。

都市景観課長 ・部会は、景観というよりも屋外広告物に関する審議で「特例許可」や「基準の見直し」がメインになると考えています。具体的には、都市公園で許可する場合に、どういった視点で誘導していったらいいのか、屋外広告物を誘導していくためにどういった方法が適切なのかを議論いただきたいと思っています。

- ・ 条例上審議会の意見が必要なのは、広告物を掲出してはいけないとされている部分に掲出していいのか、広告物の大きさの基準よりも大きく掲出していいのか、といった「特例許可」についてです。
- ・ 例えば、泉中央駅の柱は、広告物を掲出してはいけない禁止物件になっていて、新幹線の高架橋と同じような扱いになっています。
- ・ 新幹線の高架橋に広告を出されては困りますが、泉中央の広場空間に、にぎわいを持たせるための広告の掲出は特例として認めてもいいのではないかと考えています。
- ・ 今は行政との社会実験ということで認めているのですが、これから地元の協議会が自立していき、エリアマネジメントを行っていかうとしているのに対して「条例上できないから禁止」と言うのか、それとも「こういうやり方だったら認めてあげてもいい」と言うのか。そのようなところを、部会の中で議論した上で対応したいと思っています。

宮原部会長 ・条例での杓子定規の範囲ではなく、規制外という形かもしれないですが、その空間を楽しむということから、そういう広告物はないのかという事を議論していくということですよ。

計画部長 ・桴窪委員からお話のあった安全対策については、国で定めたガイドラインに従い、安全対策の取り組みを進めるための仕組みをつくっています。

- ・ この部会で議論いただきたいと思っている具体的なテーマは、「都市公園の取り扱い」、「特例許可」などです。都市のしつらえや楽しみなどの要素を踏まえながら、こういうテーマを先行して議論いただき、長期的な視点で「次にどのような施策を展開していくのか」や「都市の魅力に

つながっていくような施策」についてのご提言やご意見をいただければと考えているところです。

- 宮原部会長
- ・例えば都市公園を禁止地域から除外できるという部分について、「どういう状況だったら除外できるのか」や「デザイン性、社会的意義を誰がどう判断していくか」という仕組みづくりも、この部会の中で考えていく必要がありますね。
- 舟引委員
- ・行政が出す広告物は、とりあえず間に合うでき合いのものでつくってしまったたり、黄色に赤字を平気で使うなど、めちゃくちゃなものが見られます。
 - ・行政は民間事業者に対しては結構厳しいことを言うのですが、行政は様々な部署がありますので、他の部署が変な広告物を出してしまうということが結構あります。行政自ら、行政が掲出する広告物をコントロールするガイドラインのようなものを作成する事が必要だと考えます。
 - ・まず行政がきちんといいものをつくるというのが民間事業者にお願いをする前提だと思いますので、ぜひそういう方向で議論いただければと思います。
- 馬場委員
- ・泉中央のエリアマネジメントの社会実験は、すぐに行って見てきたのですが、色々新しいことをやっているなという雰囲気は出ているのですが、市民の方がワクワクしているという雰囲気は感じられませんでした。せつかく社会実験をしているのですから、皆さんの意見を反映して次に活かしていくというようなことが少し伝わるといいのかなと思いました。定点観測ではないですが、そのようなものを少しずつ精査していくのがいいのかなと思いました。
- 並木委員
- ・同感です。このまちに住んでいるだけではなく、経験していかないと、どういう広告物がいいのかを判断したりすることはできないため、やはりアイデアが大事だなと思います。ワクワクすることというのはひらめきやアイデアなので、それを、一般的にデザインをやっている方々から集めて、みんなでどういうものがおもしろいものなのか、心に響く表現なのかという事などを経験する場があってもいいのかなと感じます。
 - ・最近ではインスタグラムなどで、みんなが記念写真を撮りたくなるようなもの、それには広告も大きく関係してくるかなと思いますので、そういうものを参考にしたり、参考にするものも看板だけではなく、様々なもの

のにヒントがあるのだということをや何か学んでいく場があってもいいのではないのでしょうか。

宮原部会長 ・ 住み、暮らすまちの景観の一つとして広告物が大切にされているのだという認識を市民の方々が持つことで、いい広告物づくりに繋がっていき、さらには行政、広告物業界、チャレンジした企業がそれを常時発信していく事も必要ではないかと思えます。

3. 議事（2） 屋外広告物部会の進め方等について
事務局（説明）

馬場委員 ・ 新幹線の高架について宮城県のものが出ていますが、現在のところ仙台市の基準と比べたときにどういう関係性がありますか。

景観係長 ・ そもそも条例が違うということがありますが、宮城県の条例のほうがより遮蔽物に対して明確にどういうものが遮蔽するかということをはっきりさせています。仙台市の場合は、例えば建物については特に遮蔽物と認めないなどの差があります。

馬場委員 ・ わかりやすく言うと、どちらの規制が強いということですか。

景観係長 ・ 仙台市のほうです。

馬場委員 ・ 強いわけですね。そのときに、宮城県に合わせる、あるいはもっと新幹線沿いの別な自治体に合わせるなど、様々は考え方があると思えます。そのような方向性はこれから考えていくということでしょうか。

景観係長 ・ 宮城県内につきましては、仙台市以外は全て宮城県の条例の管轄なので、宮城県内でいえば北と南は宮城県条例の扱いで、仙台市に入った途端仙台市の厳しい取り扱いが加わるというような状況です。

馬場委員 ・ 宮城県を変えることは当然できないということなのですね。

都市景観課長 ・ 宮城県も昨年の4月に今の運用を開始しています。それまでいろいろと課題があり、最終的に整理したのが先ほどの「建物の陰だったらいいですよ、死角に入っていたらいいですよ、山の陰もいいですよ」という考

え方です。それと、一定程度距離が離れてしまえば文字を認識できなくなってくるので、距離に応じて文字の大きさが一定程度以下であったら見えないものとみなします、という運用を始めました。

- ・仙台市も県と一定程度合わせてもいいのかなという思いがあり、それについても色々議論いただけるといいのかなと思います。

宮原部会長 ・ 5 ページに特例許可の手続の流れが示されているのですが、今の段階で何か案件があったりしますでしょうか。

景観係長 ・ 想定しているのは、泉中央の禁止物件に広告物を設置する案件です。現在は仙台市と共同掲出で適用除外ですが、早ければ来年度以降、エリアとして優れた広告物を自主的にうまくやるスキームの整理がついた段階で、特例許可をしていくという方向で考えています。

都市景観課長 ・ 今まで特例許可で認めたものというのが幾つかあるのですが、例えば第一種低層住居専用地域、場所は貝ヶ森のみやぎ生協です。規模の大きい店舗は建てられない地域なのですが建築許可を取ることで、建築されています。

・ ところが、この場所は禁止地域になっており、入口の看板、屋上看板、駐車場の案内などの敷地内の看板を全部合わせて7㎡以下という基準なのですが、それでは厳しいのではないかということで、特例で一定程度の必要な大きさまでは認めましょうということで許可をした事例があります。

宮原部会長 ・ 7㎡をどこまで認めるかというのもなかなか難しい問題ですね。

都市景観課長 ・ 個別の案件ごとの判断になると思いますが、お住まいの方にとって必要な看板は必要最低限の範囲で認めていきたいと考えています。

舟引委員 ・ 特例をどのように認めるかという部分が一番難しい。特例を認める際の基準というものは作りにくいのですが、例えばそれがこの部会に預けられたとしても、我々は何をもって判断するのか、その時々で変わっていいのか、ということなど非常に難しいところだと思います。基準化できないから、その都度考えるということも、同様難しいことです。

- ・ 外の人から仙台市がどのように見えるかということ、定禅寺通、緑も含めて、とてもきれいでおしゃれなまちなのです。仙台に来ると普通の人は

「ああ、きれいなまちだな」とちょっとビックリします。既にきれいな仙台なのですから、スタンダードを高くできれば、もっと良くなるのだという基本的なロジックをどこか最初に埋め込んでおけば、その趣旨に応じて特例許可ができるのだと思います。

- ・ 泉中央のあのエリアには、民間事業者も含めて広告物のエリアマネジメントをするのにふさわしいと判断した何かがあるはずなのです。これがふさわしいのだと判断したときのことを、その時々で行政も含めたみんなが積み重ねていくと、ひとつのスタンダードができるのだと思います。
- ・ 荒井の都市公園などでは、都市公園の中で許される範囲というのは何なのだろうか。当然屋外広告物法も都市公園法も同じセクションが持っているものですから、都市公園法の規制緩和というのは、これだけまちの中に都市公園、特に仙台は多くのストックがあるので、それをできるだけ民間の人に活用してもらおう。一番の地主である仙台市が自分の土地を活用するという趣旨が都市公園法の改正ですから、それを受けて屋外広告物法の適用を緩めるときの基本的な方向性を謳い上げておかないと、難しいかなと思います。
- ・ 公園管理者が自分でサインを出すとしたらどこまでいいのかななども含めて考えていくといいのではないかと思います。
- ・ 特に今回やろうとしている特例許可をどのようなコンセプトで考えるか、考え方をきちんと整理しないと、次のステップでまたあやふやになりかねないと思います。ガイドラインみたいな基準で書くのか、特例許可の際に許可した理由を明記して出すのかなど、いろいろ行政上のやり方があると思いますので、そこまで踏み込んだ形でやるとおもしろいものができるのではないかと思います。

宮原部会長 ・ どこまでレベルを上げていくのか、仙台市はどういう景観づくりを大切にしていくのか、という大きな2点の姿勢がベースにあって、それを明確に展開していくということと、特例判断するときにも、仙台が目指している大前提のベースを関係団体、行政、市民の方たちもきちんと認識していくこと、そのためにはそのベースをはっきりさせていくことが必要だと思います。

杼窪委員 ・ 私は作並のほうに関して結論的に言うと、やはりあそこはもう規制緩和でいいのではないかと思います。ただ、当然ながら全体が自然公園ですので、緩和する地域を決めるというのは当然だと思います。しかし、その作並に行くまでの沿線に無秩序にたくさん各旅館・ホテルの広告看板

が立っているのはかえってイメージダウンです。長期的になりますし、条件をつけるのもおかしな話ですが、作並を規制緩和する地域にするのであれば、仙台市中心部から作並に行くまでの沿線の各旅館・ホテルの看板を規制すればいいのではないかと思います。

- ・作並そのものはきれいだとは思いますが、そこに行くまでの沿線の無秩序さのほうがマイナス要因ではないかなと。極端な話、作並のエリアだけがもう国分町と同じような看板を作ったとしても私は全然問題ないと思います。
- ・先日、山形に行くときに作並街道を通ったのですが、前の景観総合審議会で話題になりました黄色いファサードに赤文字の看板、よほどひどいのかなと思っていましたが、意外と苦にならなかったです。

宮原部会長

- ・エリアとエリア、点と点とで結ばれる線というものがあるわけで、沿線上で無秩序だと、より違和感を感じてしまうということもありますし、行き先についてのマイナスイメージにも重なってしまうかもしれませんね。

並木委員

- ・舟引委員からあったように、これから内容を決めていくにあたっては、なぜここが選ばれて、なにがここの土台になっているのかという事をもう少し知ってからがよろしいのかなと思います。一般の皆様がもう少しこういう場所もあるのではないかと思っているところなども、議論していけるかについても知りたかったです。

都市景観課長

- ・今回条例を改正させていただいて、例えば公共施設の敷地内は禁止地域を解除し広告物を出せるようにしてきています。なぜそのような方向になってきているかというと、今までは行政が運営してきていたものがどんどん民間に委ねられてきている中で、例えば美術館やアンパンマンミュージアムも禁止地域なので7㎡しか広告物を出していないのです。
- ・ただ、子供たちのためにはもっと大きい看板を出して「ああ、あそこがアンパンマンミュージアムだ」と言ってもらってもいいのではないかとということもあったので、禁止地域を解除して掲出ができるようにしました。
- ・ただ、先ほど舟引委員が言っていたように何でもいいのかというと、一定程度のルールは守っていただきたいと思っていますので、掲出する上でのルールを我々も考えなければならぬと思っています。

- 宮原部会長
- ・アンパンマンミュージアムの話が出ましたけれども、特例の議論をしていくときには、そのもの持つ社会性や都市景観の活力として捉えられる事など、色々な用途によってもケース・バイ・ケースになってくると思います。
 - ・ベースとして「仙台市は何を大事にしていくのか」ということがとても重要なのだと思います。その都市のエネルギーを感じさせるものでありながら、でも景観は大事にしていくというような。非常に難しいのですが。
- 舟引委員
- ・青森県のガイドラインは中身を詳しく拝見したことはないのですが、こんなものもいいよねというものを示してあげるのが一番ベストだと思います。業界のほうもいいサインを一番よくご存じですし、また、悪いものも多分いろいろご存じです。プロに任せればいいものができるというガイドラインがあるのが一番ベストなのでしょう。そのようにすることで、この地域にふさわしいサインがきちんと出てくるのだと思います。
 - ・作並温泉などもきつと、それぞれの事業者が勝手にいろいろなサインを立ててしまうと、それこそ赤だ、黄色だという話になりかねません。作並モデルとして、ここはこういうデザインで、こんなものだったら自然公園と調和するので、高さを抑えて、色はこういうもので、このぐらいの規格で、それで中身はどうぞプロに任せて「やってください」というような、役所が全部判断できない部分をきちんと表現できるようところがあるといいと思います。
- 宮原部会長
- ・地域性を踏まえて、こんな素敵なサインがあるということを国内外、常に何か発信していくということも大事なのかなと思います。
 - ・今は様々な方がSNSなどを通してデータにアクセスできるわけですから、それを利用して「意見交換の場みたいなものが仙台にはあるのだよね」と。「仙台は広告物に関しても市民の方との前向きなやりとりがこんなにあるのだ」といった、そういう雰囲気づくりをしていくことも、いい広告物の誘導にエネルギーが注がれていくのだろうなと思います。
- 馬場委員
- ・広告物の誘導の仕方ですが、審議会メンバーの堀委員がいつもおっしゃるように、“おもてなし”というのがとにかく感じられないとだめなのだと思うのです。
 - ・それは単に広告、いわゆるサインとか看板だけではなくて、例えばベンチの数だったり、お店に貼る広告物だったり。この部会での範疇を超え

ているのかもしれないですが、そういった少し一体的なおもてなしだとか効果も検討できる余地があるとよいなという願いがあります。

- 横浜の馬車道あたりが堀委員はお勧めで、本当によい景観は一瞬でおもてなしが伝わるとおっしゃっていたので行ってみたのですが、本当にそのとおりでなと思いました。攻めの誘導といったところがありましたから、ちょっとでも文言で何か盛り込めるといいなと思います。

宮原部会長

- 馬車道も本当に素敵ですが、初めて一番町商店街ができたとき、色々な植栽がなされ、そしてアーケードについても庇がいいのか、全部を覆うのかなどの議論を経て、今の形に落ち着いて、何てすばらしいまちだろうと、そのときは馬車道よりも一番町だと思っていました。
- 今色々なところで素敵な小径などができてきていますが、改めていろいろな試みが一番町通や、ほかの商店街でも展開されたいのかなと思います。
- 実践されていく動きでいい刺激やいい見方、いい意識が生まれていけばとも思います。どこかで実践プロジェクトみたいに、ある通りを「さあ、どうだ」みたいに色々やったらいいのかもしれない。

舟引委員

- 日本で展開されているさまざまな商店街に比べると、仙台は断トツで質が高いです。馬車道の悪口を言うわけではないですが、そこへどうやってアプローチするかというところで雑然としたところを通らないと馬車道にはたどり着かないのです。
- 仙台というのは、外から来た人はほぼ 100%仙台駅から出てくるのです。仙台駅のステンドグラスのところを通過して、ぱっと外に出てきた瞬間に、当然、青葉通が駅からどんとあります。迫力があって、サインも大分整理されたようなのですが、ただ、あの眺めから商店街までの行き方がわかりにくいのです。
- 「ああ、こんなすごいところなんだな」という事はある程度わかったところで、仙台を外に売り出すという視点で商店街は結構大きな役割を果たすと思います。

並木委員

- 看板は明るさを生み出して、場の空気を変えることもできるかなと思っています。暗い場所を明るくする効果というものもあるので、今までなかった暗いところに1軒のお店ができて、明かりが灯ただけでその景色が大きく変わるということがあります。
- 例えば荒井や作並のエリアというのはそんなに明るくないところもある

と思うので、そういった場所をちょっと明るくするようなものがあったもいいのかと思います。

- 広告の良さというのは、メリハリです。ごちゃごちゃしているところに、すごくシンプルな格好いい広告を置いたところで全然映えなくて、言い方は悪いのですが、田舎のなにもないところにモダンなものを置けば、もうそれだけで格好いいというふうになるのです。格好いいものをつくればどこに置いてもいいとか、そういうことではなく、メリハリにも少し気をつけて基準をつくっていかないと、何か逆に目立たないものができてしまったりする場合もあると経験上感じています。

- 宮原部会長
- 並木委員がおっしゃったことも、荒井東1号公園の事例においても、当然収益事業のひとつとして広告物を考えていくということがある意味運営上も前提になっていくわけです。しかし、そのときにスポンサー名を当然入れていくわけですが、企業名もロゴマークも、それから大きさもちろろん、入れ方など、いろいろなことで誰が見ても「ああ、何かおしゃれだな」と思う入れ方をすれば抵抗ないわけですよ。

- 並木委員
- そうですね。そこに置いてみて初めて反省するというか、それだけを見たら格好いいのだけれども、置いてみたら全然機能しないみたいなことも結構あり得ているのかなと思います。

- 宮原部会長
- 全体のバランスを重視していくということが大切なのでしょうね。
 - 部会の進め方についての事務局からの説明に対して、もう少し意見がありましたら、第2回の広告物部会のときにでも提言という形でまた皆様からご意見いただければと思います。
 - 事務局にも、次の部会までに荒井東などの詳細が示せるような作業をお願いしたいと思います。また、本日の皆様からのご意見を踏まえながら、都市公園であったり、作並温泉についての検討も、様々な事例を積み重ねながら、またその他の事例も踏まえながら、検討を深めていきたいと思っています。
 - 今後も宮城県の屋外広告物に関する考え方についても、参考にして進めていくという方向性でよろしいのではないかと思います。

4. 閉会